

## カンボジア税務登録について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Mak Brathna)

### はじめに

カンボジアでの会社設立手続きは、原則として商業省・税務局及び労働省での会社登録が必要であり、また、商業省での登録後、15日以内に税務局での税務登録を行わなければならない。この税務登録に関して、2015年末に法令が改正され、要件や手続き等が変更された。そのため、今回は変更点を踏まえた税務登録の概要及び留意点を説明したい。

### 従来の税務登録規定

2015年12月25日以前も、会社を設立する際は、カンボジア商業・税務局及び労働省での登録が求められていたが、個人事業主（小規模な小売店やレストラン等）として登録を行う場合は、商業省・商業局への登録はならず、税務局にてパテント<sup>1</sup>を取得すれば営業が可能であった。また、税法上課税様式は主に推定管理様式（Estimate regime）と実態管理様式（Real regime）<sup>2</sup>に区分され、事業規模に応じて申告方式が異なっていた。

推定管理様式として登録可能な事業者は、3カ月間の収入が以下の金額未満の個人事業者のみである。（1米ドル＝約4000リエル）

- ① 商品販売業者の場合、125百万リエル(約31,250米ドル)
- ② サービス業者の場合、60百万リエル(約15,000米ドル)
- ③ 政府と契約を行う業者の場合、30百万リエル(約7,500米ドル)

推定管理様式、実態管理様式ともにパテントを取得する必要があることは共通であるが、パテント取得費用（以下パテント税）に関して、推定管理方式の場合は税務局が年間収入総額に基づいて計算するのに対し、実態管理様式の場合は毎年114万リエル（約285米ドル）を納付することが求められている。

なお、実態管理様式の場合は、商業省から発行された登録書類等に掛かる印紙税の納付が求められ、2013年以前は10万リエル（約25米ドル）であったが、2014年からは100万リエル（約250米ドル）へと引き上げられた。

<sup>1</sup> パテントとは税務局より発行される事業証明書であり、事業毎に取得が求められる証明書である。

<sup>2</sup> 自己申告管理様式（Self-assessment regime）とも呼ばれる。

## 納税者別の規定

カンボジアにて事業を行うすべての事業者は、商業省において会社設立手続を行い、その後税務局で登録しなければならない。2016年4月6日に新省令が発行され、非営利組織であっても税務登録を行う必要があると定められた。税務登録済の会社及び組織は納税者と呼ばれる。

また、2015年12月25日に推定管理様式が廃止され、自己申告管理様式<sup>3</sup>のみとなった。さらに納税者は規模によって3種類に分類され、小規模納税者、中規模納税者及び大規模納税者と区分された。それぞれは、下記のように規定されている。

### 小規模納税者

個人事業主とパートナーシップ形態の会社であり、以下のいずれかの条件を満たすもの

1. 商品販売もしくはサービス業者に関わらず、年間収入は2億5000万リエル(約62,500米ドル)超、7億リエル(約175,000米ドル)以下
2. 事業年度内のいずれかの連続する3カ月間の収入が6000万リエル(約15,000米ドル)超となった、もしくはなることが予想される
3. 入札に基づき商品販売もしくはサービスを提供する場合<sup>4</sup>

### 中規模納税者

以下のいずれかの条件を満たすもの

1. 法人
2. 年間収入が7億リエル(約175,000米ドル)超、20億リエル(約500,000米ドル)以下
3. 地方政府、商工会、非政府組織

### 大規模納税者

以下のいずれかの条件を満たすもの

1. 外国法人の支店
2. 年間収入が20億リエル(約500,000米ドル)超
3. QIP認定企業
4. 省庁、大使館、国際機関、政府機関等

## 納税者別のパテント税額

---

<sup>3</sup> 実態管理様式 (Real regime) と内容は同じであるが、法改正後は自己申告管理様式 (Self-assessment regime) と呼ばれることが多くなった。

<sup>4</sup> 法令上はこのような規定となっておりますが、実務上、どのような場合が該当するかは現状明確となっていない。

2015年12月17日付で省令 NS/RKM/1215/016 が公布された。2016年の財政運営に関する省令 NS/RKM/0399/01 第12条に基づくこの省令を公布した目的は、パテント税徴収に関する規則と手続を規定するためである。課税の形態は以下の通りである。

1. 複数の事業を行う納税者は、事業活動に基づきそれぞれのパテント税を納付しなければならない。
2. 事業活動に付随する活動は、ひとつの事業活動とみなされるようになり、別々にパテント税を納付する必要はない。
3. 同一都市・州で同一の事業活動を行うが、複数の支店・倉庫・工場等がある納税者は、1件分のパテント税を納付する。
4. 複数の都市・州で事業活動を行う納税者は、地域別にパテント税を納付する必要がある。

パテント税額は次のように決定される。(1米ドル=約4000リエル)

1. 小規模納税者：年額40万リエル(約100米ドル)
2. 中規模納税者：年額120万リエル(約300米ドル)
3. 大規模納税者：収入により以下の通り決定される。  
\*年間収入20億(約50,000米ドル)~100億リエル(約2,500,000米ドル)の場合、年額300万リエル(約750米ドル)  
\*年間収入100億リエル(約2,500,000米ドル)以上の場合、年額500万リエル(1,250米ドル)

これにより、複数の都市・州において同一の事業活動を行う支店・倉庫・工場等がある大規模納税者は、それぞれの都市・州へ最低年額300万リエルを支払うこととなる。

納税者は事業開始時および毎年1月1日から3月31日の期間に、パテント税を納付しなければならない。6月までに事業を開始する場合、パテント税は全額納付義務があるが、7月以降に事業を開始する場合は、半年分のみとなる。また、別の都市・州へ移転する場合、同じ事業活動であっても再度パテント税を納付しなければならない。

### 規模別の税務登録必要書類

税務登録の際、会社が納税者区分を決定するのではなく、税務局が確定する。この決定に関しては、年間収入以外に事業内容等も含まれている。税務登録の段階では、以下の書類の提出が必要である。

#### 小規模納税者

- ① 省庁から発行もしくは承認された会社設立許可書・証明書
- ② 代表者の有効期限内の身分証明書もしくはパスポートのコピー
- ③ 代表者の顔写真(35mm x45mm)2枚(ただし3カ月以内に撮影されたものに限り、背景は白色であり、当写真の後ろに本人のサインが必要となる)
- ④ 不動産所有証明書もしくは賃貸契約書
- ⑤ 不動産税納付証憑書類

- ⑥ 家族情報台帳もしくは滞在情報台帳（代表者が身分証明書やパスポートに記載されている住所以外に住んでいる場合）

### 中規模納税者及び大規模納税者

省庁・大使館・国際機関・政府機関及び政党政治は下記の通り書類を準備する。

- ① 省庁から発行もしくは承認された許可書・証明書
- ② 関連省庁に承認された定款もしくは覚書（ある場合）
- ③ 代表者の有効期限内の身分証明書もしくはパスポートのコピー
  
- ④ 代表者の顔写真（35 mm x45 mm）2枚（ただし3カ月以内に撮影されたものに限り、背景は白色であり、当写真の後ろに本人のサインが必要となる）
- ⑤ 不動産所有証明書もしくは賃貸契約書
- ⑥ 不動産税納付証憑書類
- ⑦ 銀行口座明細情報証明書
- ⑧ 代表者のカンボジア居住証明書（カンボジアに滞在していない場合、当社は不在確認書を発行し提出しても問題ない）
- ⑨ QIP 認定証明書（ある場合）

## 税務登録問題

### 住所登録

会社設立の際に自己所有物件を事務所として登録する企業があるが、当不動産が土地のみの場合は、事務所としての機能を有していないと税務局にみなされるため、税務登録を進められなくなる。この場合、一時的に他の事務所を借りて登録する必要がある。但し、建物が80%以上完成している場合、税務局へ説明し、不動産税納付の証憑書類を見せれば事務所としての登録が可能である。

### 代表者登録

税務局へ必要書類を提出し承認を受けた後、VAT 登録証明書、パテント証明書、税務登録カード及び税務申告開始通知書が発行される。

この VAT 登録証明書及びパテント証明書には代表者の写真を添付する必要があるため、代表者は税務局において写真撮影と指紋登録を行う必要がある。代表者がカンボジアへ滞在していない場合は、出張等のアレンジが必要になるため留意頂きたい。

代表者が2名以上となる場合、代表取締役（Chairman）がパテント証明書上に記載される代表者として登録されると規定されている。但し、当該代表者がカンボジアへ来られない場合、他の代表者へ代表権を委任し、税務局へ委任状を提出する必要がある。この場合、パテント証明書に記載される代表者は代表取締役（Chairman）ではなく委任された者となる。

税務登録完了の際、税務局担当者は直接登録された事務所へ全ての証明書を届けに訪問し、その際に事務所の写真を撮影する。それ以降に、納税者は事業を開始することが可能となる。

その後は、労働省で従業員申告や会社開始手続きを行う事となる。

## 終わりに

各省庁で会社設立登録が必要であるが、中でも税務登録手続きが複雑である。税務登録は設立時だけではなく、その後のカンボジアでのビジネス及び税務申告にも大きな影響を与えるため、カンボジアへ進出を検討される場合は、これらの規定を理解するとともに、最新の情報を入手することをお奨めする。

## 参考

1. [http://tax.gov.kh/files/496MEF\\_20160406.pdf](http://tax.gov.kh/files/496MEF_20160406.pdf)  
カンボジア税務総局発行「税務登録について」
2. [http://tax.gov.kh/files/1821MEF\\_20151225.pdf](http://tax.gov.kh/files/1821MEF_20151225.pdf)  
カンボジア税務総局発行「パテント税の収方法」
3. [http://tax.gov.kh/files/1819MEF\\_20151225.pdf](http://tax.gov.kh/files/1819MEF_20151225.pdf)  
カンボジア税務総局発行「納税者種類の分別」